

雇用調整助成金の見直し

平成21年度

平成21年度(緊急雇用対策)

助 成 金 名
雇用調整助成金
雇用調整助成金 (事業概要) 景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的とする。 ○ 助成率等 ・休業、出向に係る手当又は賃金の2/3に相当する額 ○ 支給限度日数 ・3年間で300日 ○ 再出向の制限 ・雇用調整助成金を利用した出向から出向元への復帰後6ヶ月経過しない限り、再度の出向は助成の対象とはならない。
中小企業緊急雇用安定助成金 (事業概要) 原材料高等により事業活動に悪影響を受ける中小企業事業主の雇用維持の取組を支援するため、休業、教育訓練、出向に係る手当又は賃金に相当する額の助成金を支給する(雇用調整助成金の拡充)。 ○ 助成率等 ・休業、教育訓練、出向に係る手当又は賃金の4/5に相当する額(解雇等を行わない事業者等については上乘せ) ○ 支給限度日数 ・3年間で300日 ○ 再出向の制限 ・中小企業緊急雇用安定助成金を利用した出向から出向元への復帰後6ヶ月経過しない限り、再度の出向は助成の対象とはならない。

助 成 金 名
雇用調整助成金
雇用調整助成金 (見直し概要) ○出向に係る要件緩和 雇用調整助成金を利用した出向について、出向先からの復帰後6か月の経過を待たずして行われた再度の出向についても助成金の支給対象とする。
中小企業緊急雇用安定助成金 (見直し概要) ○出向に係る要件緩和 中小企業緊急雇用安定助成金を利用した出向について、出向先からの復帰後6か月の経過を待たずして行われた再度の出向についても助成金の支給対象とする。